

久喜市地域住民生活等緊急支援のための交付金事業
地域限定プレミアム付商品券発行事業 約款

第1章 総 則

(趣 旨)

- 第1条 久喜市商工会（以下「商工会等」という。）は、地方創生に向けた国の交付金を活用して、消費税率引き上げによる市民生活を支援するとともに、地元での消費活動を活性化させ、地域商工業の振興及び地域経済の活性化を図るため、久喜市商工業等活性化支援事業としてプレミアム付きの商品券（以下「商品券」という。）発行事業を行う。
- 2 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

(実施主体)

- 第2条 商品券発行事業の運営及び管理等は商工会が行う。

(実施期間)

- 第3条 本事業の実施期間は、商品券発行日の平成27年7月1日から事務作業等終了の平成28年2月28日までとする。

(発行総額等)

- 第4条 商品券の発行総額は、650,000千円とする。
- 2 発行総額のうち販売額は500,000千円とし、30%にあたる150,000千円を上乗せ方式のプレミアム分とする。

(商品券の名称等)

- 第5条 発行する商品券の名称、額面、種類及び枚数は次の通りとする。
- ・名称 久喜市プレミアム付き共通商品券 「とくとく商品券」
 - ・額面 500円券 1,300,000枚（26枚1セットで50,000セット）
 - ・種類 自由券(20枚)、指定券(6枚) 合計26枚で1セット
- 自由券とは全ての加盟店で利用できる商品券とし、指定券とは大型店以外で利用できる商品券を言う。

(券面表示事項)

- 第6条 商品券に次の事項を記載する。
- (1)発行主体及びその所在地
 - (2)利用可能な金額、店舗、期間、商品及び利用できないものの範囲
 - (3)偽造防止のための通し番号
 - (4)売買、譲渡ができない旨
 - (5)自由券、指定券の表示と指定券での使用店舗範囲
 - (6)使用期限

- (7)紛失又は毀損に対しての免責
- (8)約款に基づいて実施している旨
- (9)現金との引き換えができない旨
- (10)おつりはださない旨

第2章 商品券の販売

(販売形式)

- 第7条 商品券の販売額は1冊10,000円とし、1冊は、額面500円券を26枚綴りとする「一綴り割増方式」とする。
- 1 セット26枚綴りのうち自由券20枚、指定券6枚とし、指定券は大型店での使用はできないものとする。
- 2 大型店とは加盟店で店舗面積1,000㎡を超える店舗を言う。

(販売限度額)

- 第8条 商品券の販売は1人当たり200,000円（20セット）を限度とする。

(販売場所等)

- 第9条 商品券の販売は平成27年6月27日（土）及び28日（日）までの2日間とし、各日（10:00～16:00）次の場所で行い、販売総額に達した時点で終了する。
- (1)久喜市役所本庁舎
 - (2)菖蒲農業者トレーニングセンター
 - (3)栗橋総合支所
 - (4)鷲宮総合支所
- 以上、4カ所とし、残券がある場合は平成27年6月29日（月）より久喜市商工会本支所で販売する。

(販売周知)

- 第10条 販売の周知方法は次のいずれかの方法とする。
- (1)商工会広報紙
 - (2)商工会ホームページ
 - (3)市広報紙
 - (4)チラシ配布
 - (5)その他

第3章 商品券の利用

(利用期間)

- 第11条 商品券の利用期間は、平成27年7月1日から平成27年12月31日までの6ヶ月

間とし、利用期間を経過した商品券については無効とする。

(利用額限度)

第12条 商品券の利用は、1回当たり130,000円(10セット)を限度とする。

(利用事業所)

第13条 商品券を利用できる事業所は、同約款第19条による登録を承認された事業所とする。

(利用範囲)

第14条 次に掲げる物品の販売、貸付、サービスの提供は、商品券の対象外とする。

- (1) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、回数券など換金性の高いもの
- (2) 土地、家屋購入、家賃、駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払
- (3) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 事業活動に伴い使用する原材料等、機器類及び仕入れ商品等の購入
- (5) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (6) 国や地方公共団体への支払(税金等)
- (7) 公共料金、医療費、教育費、金融商品、保険料の支払
- (8) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- (9) 特定の宗教や政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) その他国、埼玉県、久喜市、久喜市商工会が適当でないと認めたもの

(紛失等の責務)

第15条 利用者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は利用者の責務とする。

(不正利用の損害)

第16条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者に損害金の全部を申し受けるものとする。

第4章 加盟店

(加盟店の登録資格)

第17条 商品券を取り扱うことのできる事業所(以下「加盟店」という。)の登録資格は、久喜市内で事業を行っている事業者とする。

- 2 契約については「久喜市プレミアム付き共通商品券 とくとき商品券事業取扱店募集要領」として別に定める。

(加盟店の募集)

第 18 条 加盟店の募集周知方法は、次の方法で行う。

- (1) チラシの新聞折込（５大新聞）
- (2) 商工会ホームページ
- (3) 商工会広報紙
- (4) 市広報紙
- (5) その他

（加盟店の登録手続き）

第 19 条 加盟店を希望する事業所は、商工会事務局に登録申込書を提出し、商工会長の承認を得るものとする。

（換金期間）

第 20 条 利用者から受け取った商品券の換金期間は平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 1 月 15 日（到着分）までとし、換金期間を過ぎた商品券は無効とする。

（換金方法）

第 21 条 以下を換金の基本方針とする。

- (1) 使用された後の商品券は、加盟店控え部分を破線に沿って切り取り、裏面にある加盟店欄に自己の店名を押印し、専用の換金ツールにより指定の換金事務局に発送する。換金の金融機関については、加盟店登録時に指定した金融機関とする。
- (2) 換金事務局で指定された期間内に提出された商品券の集計、振込金額の確認を行い、指定日に申込書記載の指定口座に振込み（最大 13 回）を行う。非会員企業においては換金時に換金手数料 3%を差し引いた金額を振り込む。

換金事務局への提出期間（発送分）	入金予定日
平成 27 年 7 月 1 日～ 7 月 13 日	平成 27 年 8 月 7 日
平成 27 年 7 月 14 日～ 7 月 29 日	平成 27 年 8 月 31 日
平成 27 年 7 月 30 日～ 8 月 13 日	平成 27 年 9 月 15 日
平成 27 年 8 月 14 日～ 8 月 29 日	平成 27 年 9 月 30 日
平成 27 年 8 月 30 日～ 9 月 13 日	平成 27 年 10 月 15 日
平成 27 年 9 月 14 日～ 9 月 28 日	平成 27 年 10 月 30 日
平成 27 年 9 月 29 日～ 10 月 13 日	平成 27 年 11 月 13 日
平成 27 年 10 月 14 日～ 10 月 29 日	平成 27 年 11 月 30 日
平成 27 年 10 月 30 日～ 11 月 13 日	平成 27 年 12 月 15 日
平成 27 年 11 月 14 日～ 11 月 28 日	平成 27 年 12 月 29 日
平成 27 年 11 月 29 日～ 12 月 13 日	平成 28 年 1 月 15 日
平成 27 年 12 月 14 日～ 12 月 29 日	平成 28 年 1 月 29 日
平成 27 年 12 月 30 日～平成 28 年 1 月 13 日	平成 28 年 2 月 15 日

- (3) 換金事務局との契約については、久喜市商工会「久喜市プレミアム付き共通商品

券とくとか商品券発行事業事務委託契約書」として別に定める。

(換金手数料)

第 22 条 久喜市商工会非会員企業加盟店は事務経費として換金の際に次の通り負担する。
商品券 1 枚につき 15 円 (額面の 3%)

(加盟店の責務)

第 23 条 加盟店は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が、利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の物販の販売、サービスの提供を行うこと。但し、つり銭は出さない。
- (2) 商工会が配布する加盟店用のぼり旗、ポスターを利用者の見やすい場所に掲示する。
- (3) 加盟店が商工会から商品券を購入したときの直接換金は禁止する。
- (4) 利用者から受け取った商品券には、店印を押印するとともに券端の切り取り破線に沿って店控えを切り取ること。
- (5) 他店押印のある商品券及び既に切り取り破線を切り取ってある商品券は受け取りを拒否すること。
- (6) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに商工会に申し出ること。
- (7) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
- (8) 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は加盟店の責務とする。
- (9) 加盟店は登録事項に変更があったときは、速やかに商工会に届け出るものとする。
- (10) 本約款、募集要領の定め及び商工会からの指示を遵守すること。また、久喜市商工会、久喜市、埼玉県、国が本事業に関して調査等を行うときには、報告等の協力をする。

(加盟店資格の喪失等)

第 24 条 本約款第 12 条、14 条、23 条の各号に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、加盟店の登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

第 5 章 雑則

(商工会の責務)

第 25 条 商工会は次に掲げる事項を執行しなければならない。

- (1) 商品券の売上金は換金のために使用すること。
- (2) 商品券の発行、回収、及び在庫枚数等を記載した記録を作成すること。
- (3) 商品券の保管は特に厳重に行い、未販売の商品券は金庫等適切な場所に保管すること。
- (4) 商品券の盗難、紛失が発生したときには、速やかに商工会長に盗難、紛失した商品券番号を報告するとともに加盟店にその旨を通知すること。

(5) 商工会は引換済み商品券番号データ及び帳票類を5年間保存するものとする。

(6) 上記の各号のほか、商品券発行事業に必要な運営管理を行うこと。

(紛失等の責務)

第26条 商工会の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は商工会の責務とし、商工会は損害の補填をするものとする。

2 商工会は前項の全部又は一部補填のために保険に加入する。

(その他)

第27条 商品券発行事業についての問い合わせは次の通りとする。

(1) 名 称

久喜市商工会 久喜本所
久喜市商工会 菖蒲支所
久喜市商工会 栗橋支所
久喜市商工会 鷺宮支所

(2) 所在地

久喜本所 埼玉県久喜市久喜中央4-7-20
菖蒲支所 埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲193
栗橋支所 埼玉県久喜市間鎌256-1
鷺宮支所 埼玉県久喜市鷺宮4-8-8

(3) 電 話

久喜本所 0480-21-1154
菖蒲支所 0480-85-0311
栗橋支所 0480-52-1559
鷺宮支所 0480-58-1202

(4) F A X

久喜本所 0480-21-2337
菖蒲支所 0480-85-1028
栗橋支所 0480-52-1567
鷺宮支所 0480-58-2227

2 この約款に定めるもののほか、商品券発行事業の実施に伴う必要事項は久喜市商工会で別に定める。

附則 この約款は、平成27年4月15日から施行する。

この約款の一部改正は、平成27年12月7日から実施する。